

7	
報告テーマ	「夕食後まで『通い』を利用したい」というご利用者からのニーズに応える為の取り組みが、ご利用者の在宅生活の継続に繋がった事例とその考察
法人名・事業所名	社福) 一誠会 第二偕楽園ホーム 看護小規模多機能型居宅介護事業所
報告者	小川新一郎 (介護福祉士)

電 話	042-691-1867	FAX	042-691-1870
事業所紹介	平成 30 年 9 月、八王子市加住町にオープンした新しい事業所です。訪問看護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム・短期入所者生活介護、サービス付き高齢者向け住宅、企業主導型保育所も併設されています。また一誠会では平成 26 年に国際品質規格である ISO9001 の認証を取得し介護サービスの質の向上に努めています。		

①研究前の状況と課題、および目的と仮説

我々、「看護小規模多機能型居宅介護 (以下、略称『看多機』)」事業所では、「通い」「泊まり」「訪問看護・介護」が一体化したサービスをご利用いただいているが、当事業所のある 3 名のご利用者はご希望により「通い」を夕食後までご利用されている。しかし、夕食以降の職員配置が遅番 1 名、夜勤 1 名の計 2 名だった為、3 名の送迎は遅番が一人で対応しており、送迎時間が 18:40 頃～20:00 の遅番勤務終了時間を過ぎてしまう事も多く業務を圧迫していた。そんな折、新たに H 様より夕食後までの利用の依頼があった。H 様は数か月前に脳梗塞を発症し入院されていたが、当事業所での「通い」を利用しながら在宅で生活する事を希望されていた。この依頼に関し職員達より、「送迎時の介助量も多い。受け入れは難しい」との声が上がったが、「これまでも当事業所の利用を検討する方から、『夕食後まで利用できるか』と尋ねられる事も多く、また現に利用を希望される方も現れている。体制を整え受け入れたらどうか」との意見も上がった。職員皆で話し合った結果、夕食後までのニーズは高そうであり今後も増える可能性がある為、多くの方が在宅生活を継続できるよう受け入れ態勢を整える事に決まった。

②具体的な取り組みの内容

a 遅番を 2 名配置し送迎を手分けする。b 遅番追加に伴い 9:00～11:00 の人員が手薄になる為 (遅番は 11:00 からの勤務)、午前中に短時間勤務できる運転手と介護士を雇う。→翌月初めから遅番 2 名配置。運転手 1 名配置。翌々月半ばまでには非常勤の介護士を 2 名配置した。

③取り組みの結果

夕食後の計 4 名のご利用者の送迎は、遅番 1 名あたり 20～30 分程短縮され、また遅番 2 名であれば更に何名かのご利用者の受け入れも可能となった。午前中の業務に関しても従来通りサービスを提供する事ができた。何より H 様においては「通い」を利用しながら在宅での生活を継続する事ができ、ご本人もご家族も安心され喜んでいただけた。

④考察・まとめ

今回の取り組みによって一人のご利用者が在宅での生活を継続できるようになった。住み慣れた地域でいつまでも暮らしたいと願うご利用者は増えている。看多機においては、安心して在宅生活を送れるよう柔軟にサービスを提供し、地域に根差した新しいモデルの事業所になることが求められていると感じる。
※本研究の掲載にあたり、ご本人 (ご家族) に口頭にて確認をし、本件以外では使用しないこと、それによって不利益を被ることはないことを説明し、回答をもって同意を得たこととした。